

所得税法における「必要経費」と「家事費」

植 松 守 雄

一 序説

筆者はさきに本誌に「所得税法における「課税所得」をめぐって」と題する小論(以下「前稿」として引用)を書き、課税所得をめぐる諸問題を広く取り上げたが、本稿は、前稿であまり論及しなかった「必要経費」と「家事費」をめぐる問題を取り上げ、課税所得論として前稿を補足敷衍することを目的としている。

所得税法上の所得金額は、普通「収入金額」から「必要経費」を差し引いて計算される。法人税法の用語では「益金」から「損金」を控除したものが法人の所得であり、営利を追及し事業活動を営む法人においては、その支出は通常事業遂行上の「損金」としての性質をもっている。

ところが個人は生産活動(所得稼得行為)の主体であると同時に消費経済の主体であり、その支出には所得稼得に関連した「必要経費」の性質をもつものがある一方で消費支出(「家事費」の支出)がある。そして「家事費」の支出は、普通所得の享受、処分とみられるから、課税所得の計算上その控除は認められない。以上が個人の課税所得計算上の基本的なルールであるが、実際には個人の支出には様々の性質態様のものがあり、税制上右の基本的ルールを適用するうえでいろいろの問題が生じる。

まず「必要経費」と「家事費」の概念自体明瞭なものでなく、両者の概念の限界線に割り切りにくい費目があるほか、個人の支出には、同じ支出のうちにいろいろの意味で「必要経費」の要素と「家事費」の要素とが混在

しているものが少なくなく、そのような場合の税制および税務執行上の対応が問題である。また、「家事費」は課税所得の計算上控除されないのが原則だが、現行法は災害、盗難等による損失や医療費支出について「所得控除」を認めており、このような控除を課税所得概念としてどのように統一的に理解するか、前稿である程度論及した点であるがなお論すべき問題を残している。

本稿は大体以上のような問題を中心に検討を進めるところとしたい。もっとも紙面の都合で個別費用の問題にあまり立ち入る余裕はなく、課税所得論の一側面として各種の問題点をできるだけ系統的に整理提示することを目標としたい。なお税法の規定や判例のうえで豊富な材料のあるアメリカの例⁽²⁾などある程度引合に出しながら記述を進めることとする。

(1) 本誌七七卷二号(昭和五二年)

(2) 「必要経費」の問題に関するアメリカ法の動向を知るには、Mertens, The Law of Federal Income Taxation, Vol. 4A が便利。わが国の文献としては、碓井光明「米國連邦所得税における必要経費控除の研究(一)~(五)」(法学協会雑誌九三卷四、五、七、八号、九四卷四号)(昭和五一、五二年)が最も詳細である。

二 「必要経費」・「家事費」の概念

(一) 所得税法は、所得を一〇種類に分類し、それぞれの所得についてその金額を計算し、それらを合算して「総所得金額」等を計算する仕組をとっており(二二)、その各種所得の金額の計算の過程で「必要経費」の控除がなされる。もっとも税法が「必要経費」という用語を使っているのは、事業所得等四種類の所得(不動産、事業、山林、雑の各所得)で、他の所得については、「必要経費」の語を用いないで、控除すべき費目を具体的に定めているもの(配当、譲渡所得)、控除する支出金額の範囲を「必要経費」より限定しているもの(一時所得)、特別の控除をもって代えているもの(給与、退職所得)があり、中には「収入金額」をそのまま所得金額としているもの(利子所得)もある。しかし所得金額の計算上控除される費目は広義には「必要経費」といってよく、「給与所得控除」(二八Ⅱ、Ⅲ)にも「必要経費」控除の趣旨が含まれている。

所得税法の「必要経費」に関する規定は種々の細目にわたっているが、事業所得等の「必要経費」の基本的な

(41) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

概念を示す規定を挙げると、それは事業所得等の「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」であり(三七I)、別に事業用資産等の損失も「必要経費」に含められている(五一)。この所得税法の「必要経費」の規定は、表現の点で法人税法の「損金」の定義(二二三)とほとんど同一であり、法人税の「損金」の概念は企業会計における「費用」(ないし「損費」)の概念に対応する(同法二二四参照)ものであるから、この所得税の「必要経費」の概念もそれと同一ないし類似のものと考えることができる。ちなみに所得税法は昭和四〇年に全文改正され、現在の形となったが、それまで「必要経費」は、各種の費用項目の列記に続いて「その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なもの」と定義されており(旧法一〇II)、表現のうえでも現在の定義が一層広義のものとなっていることがわかる。

なお税法は事業用資産以外の各種資産の損失については一定の制限の下でその控除を認め(五一III、IV)、また、

ギャンブルによる利得等を代表例とする「一時所得」については、「必要経費」という語を用いず、控除し得る支出を収入を得るのに直接要したものに等に限定している(三四II)。

一方所得税法は、「家事費」については、格別定義なしに「家事費」および「家事関連費」は必要経費に算入しない旨を定め(四五I①)、ただ「家事関連費」については、一定の条件の下で必要経費の部分が分別できるときは、その部分の控除を認めるものとしている(令九六)。

(二) 以上のような税法の規定からみても、個人の事業経営から生ずる所得に関する限り、その「必要経費」は、法人税の「損金」したがって企業会計上の「費用」(「損費」)に準ずるものと考えることができる。そこでその範囲は、事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なものを含み、また事業遂行上の目的意思をもたない事業用資産等の損失をも含むものと解される。もっとも実際には税務当局の税務執行面でも、また裁判所の判決においても、まだ「必要経費」の範囲を限定的に考える伝統的思

考の影響が残っていることは前稿で指摘したとおりである。⁽¹⁾

ところでここで注意すべきことは、「必要経費」(狭義)を控除して所得金額を計算するのは、事業所得のほかに不動産、山林、雑の各所得があり、それらは「事業」と称するに至らない様々の所得稼得行為(たとえば素人下宿、時折伐採する持山、知人に対する貸金等)による所得を含むカテゴリーであるところから、その「必要経費」の具体的内容も、それぞれの態様に応じて考えなければならぬことである。税法はこれらの場合についても「必要経費」の定義を変えていくわけではないが、そのような場合の費用は実際上限られたものであろうし、また、その所得稼得に関連した支出にしばしば家事費的要素が混入することが予想される、たとえばこの種の所得の稼得上有益な費用(広告宣伝費、交際費、旅費等)の支出などはあまり考えられず、もしそのような費用が計上されたときはその実態が問題で、個人的費用が隠されているおそれがある。また、かりに素人下宿の貸部屋にデラックスな改装を施しても、通常はその償却費の全額が部屋代に対する費用とはならないだろう。そこで以

上のような所得稼得行為に対応する「必要経費」は、通常は当該収入をあげるうえで直接必要な費用が中心となるものと考えられ、それ以外の諸費用については、個々の支出がなされる目的とてらしあわせて、それが「必要経費」であるか「家事費」であるかを判断する必要がある。なお税法が事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を制限しているのは、その種の損失には家事費的要素が強いとみてその控除を制度的に制限したものと考えられ、一時所得の計算上控除する支出金額を制限している点も同様にみることができる。

「必要経費」の内容は一応以上のように理解できるようにしても、所得税の場合、個々の支出が必要経費に当たるかどうかの判断について、個人特有の困難性がつきまとう。すでにふれたように個人には所得稼得活動のほかに消費生活があり、しかもその行動には経済合理性のほかに人間的付合いや義理人情、趣味嗜好娯楽などの要素が混在し、その支出の内容を複雑にし、その税法的評価をむずかしくしているからである。そこに「必要経費」と「家事費」との区別ないし両者の要素の混淆の問題があることはいうまでもない。そしてこの種の問題は、前述

(43) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

のような「事業」と称するに至らない場合はもちろん、事業者についても同様に生じるのである。

税法は「家事費」について定義していないが、「家事費」という以上、それが人間の衣食住に関する支出をはじめとして、その社会的、精神的、文化的生活を営むうえで必要とされる諸出費を意味する概念であることは当然である。しかしその外延は漠然としていて、「必要経費」と「家事費」の区別が問題となるような場合には、むしろ「必要経費」でないものが「家事費」であるというに等しい。したがって税法が「家事費」を必要経費に算入しないとしているのは、ほとんど所得計算上「必要経費」を控除するということの裏がえしをいっているにすぎない。

もっとも税法は同時に「家事関連費」も必要経費に算入しないこととしており、もしそれを文字どおり適用するなら、問題は大幅に単純化される。実際にも古い時代の所得税法の運用では、今日問題となっているような多くの問題は、「家事関連費」の名の下にあっさり片づけられていたものといつてよい。だが今日では前述のように税法も「必要経費」と「家事費」の要素が区分できる

ときはこれを分別しようとする態度であり、国税庁通達では運用上その方向を拡大している⁽²⁾。しかし現在でもこの「家事関連費」の必要経費不算入の規定を解釈上の抛り所にする場合があることは、後にふれるとおりである。

(三) ここで一寸アメリカ税法にふれておこう。米国内国歳入法では、法人、個人を通じて所得計算上「通常で必要な経費」(ordinary and necessary expenses)が控除され、「家事費」(personal, living and family expenses)は、税法に特別の規定があるものを除いて、控除は認められない。また、「必要経費」について、給与は合理的な額でなければならぬこと、旅費は浪費的なもの、ぜいたくなものは控除されないこと、交際費等の控除に特に厳重な条件があることなどの制限が付されていることが注目される⁽³⁾。

問題は必要経費の控除において「通常で必要」という要件がどのように働いているかであるが、その要件によって控除を否認された代表的な例は、事業遂行と何らかの関連がある場合に、法律上の義務なくして任意になされた他人の債務に対する支払が「通常」でないとして否

認された例であり、バブリック・ポリシーとしてワイロ等違法支出の控除を否認する根拠に、「通常で必要」という要件が援用された場合もある。⁽⁵⁾しかし一般的にこの要件によって控除が否認されることは少なく、納税者に対する一種の「警告」として作用しているのが実態であるといわれる。⁽⁶⁾「バブリック・ポリシー」の問題は後でふれることとして、右に挙げた「任意支払」の否認についていうと、もちろんケースによって異ろが、贈与的要素が強い点でわが国でも控除を認められない場合が多いものと考えられる。わが国では直接「必要経費」か「家事費」という形で提起される問題が、アメリカでは「通常で必要」の要件というスクリーンを通して議論されるだけ形式的な手掛りがあるということになるが、全体として「通常で必要な経費」と、わが国の「必要経費」との間に本質的な差はないように思われる。

- (1) 前稿一五一頁
- (2) 所得税基本通達四五—二
- (3) IRC§ 162 (a), 212, 262, 274
- (4) Harvard Law School, World Tax Series, Taxation in the United States (1963) p. 452

この種の事件に対するリーディング・ケースはウェルチ判決 (Welch v. Helvering, 290 U. S. 111, 114 (1933)) で、同事件では、破産会社の前役員が、自分自身で類似の事業を開始するに当って顧客関係を維持し、自己の信用を高めるためにその破産会社の債務の一部を弁済し、その支出金の控除ができるかどうか争われ、裁判所はそのような支払は「必要」かもしれないが、「通常」ではないとして控除を否認した (確井・前掲 (同研究 (一)) 五五三頁以下参照)。

- (5) Mertens, op. cit., p. 43, 584
- (6) Taxation in the United States p. 454

三 「必要経費」と「家事費」

との区分をめぐる問題

1 「必要経費」と「家事費」との関係

次にこれからの議論の前提としてまず上述した「必要経費」および「家事費」の概念を受けながら、両者の関係をめぐる若干の基本的な問題に論及しておこう。

(一) 前述した「必要経費」の意義からして、それは何らかの意味で所得稼得行為と関連性をもったものでなければならぬが、個人の場合、その因果関係の連鎖をたどっていくと、しばしば「家事費」の領域に足を踏み入

(45) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

れる。たとえばアメリカの判例で、共働きの夫婦が子供の養育のために女中を雇った場合の費用について、そのような費用の支出がなければ働きに出ることも、したがってそれによって得られる所得も税金もない（「なかりせば」(but for) のテスト）として、その必要経費性を主張した事件において、裁判所は、そのような論理を押し進めると、医療費も衣食住の費用も、それを欠くときは事業の遂行も所得の稼得もあり得ないという意味で必要経費と類推されることになりかねないが、これらはまさしく「家事費」であってその控除は認められないという論法で納税者の主張をしりぞけた（スミス事件⁽¹⁾）。

この判決は示唆にとんでいる。事業遂行（所得稼得行為）との関連性という点から出発してその因果関係をたどっていくと、その連鎖が果てしなく拡がるが、他方の極に控除されない「家事費」に属する諸費用を対置し、それと対比することによって適当に事業関連性の連鎖を断ち切ることができる。つまり「必要経費」（事業関連性）と「家事費」の両面からアプローチし、総合的判断として問題の支出をどちらの領域に属する費用とみるかという手法である。さきに「家事費」の必要経費不算入

の規定は、ほとんど「必要経費」控除の裏がえしと述べたが、この規定も、実はこの程度の効用はもっているということである。

(二) 「必要経費」と「家事費」は一応概念的に区別できるが、実は「必要経費」として控除できる費用中に意外に「家事費」の領域に踏み込んでいるものがあることを指摘しておきたい。

その代表的な例は旅費で、事業者がその業務遂行上必要とする旅費は、交通費に限らず旅行中の宿泊費、食事代その他の諸雑費を含めて必要経費とされることに大方の異論はない（給与所得者については、その所得計算が²「給与所得者」という方法をとらないところから、その支給を受ける旅費は非課税（所法九I④）とされるが、それは旅費を給与所得者の必要経費とみることに等しい）。人間どこにいても必要な食事は本来「家事費」で、「必要経費」ではなく、旅行費用として問題となるのは旅行に伴い家庭で生活する場合と比べて割高となる部分であるが、その部分を認定することがむづかしいことから、旅行中の食事代のすべてを含めて旅費が支給され、それを必要経費として控除することも認められてい

るものと考えられる。⁽²⁾ このように本来は追加的費用の控除を目的としながら、食事代そのものを控除（非課税）する例はほかにもある。国税庁は残業や宿日直をした者に支給する食事は課税除外の取扱とし、⁽³⁾ 船員が乗船中に支給を受ける食料も無税である（所法九I⑥、所令二一①）。さらに在外勤務者が国内勤務の場合に受けるべき通常の給与に計算して受ける一定の在外手当も非課税であり（所法九I⑦、所令二二）、ここに至って非課税措置は、食費に限らず外国での生活費全体をカバーする手当そのものにまで拡大されている。「家事費」非控除の原則からいえばまことに奇妙にみえるが、雇用主の必要に基づいて外国に勤務し、その業務を遂行するために必要とされる諸費用をカバーする点で、あたかも長期にわたる外国出張の場合の旅費になぞらえて考えられる面があるといえよう。

ついでに外国の税法で追加的生活費の控除を認める興味ある例を挙げておくと、西ドイツでは、被用者が自己の家庭を有する地以外で勤務し、勤務地にも居住するときは、二重生活のために生ずる増加経費を「必要経費」とし、⁽⁴⁾ アメリカでは、国元とワシントンでの二重生活を

必要とする国会議員に対して三〇〇〇ドルの生活費の控除が認められる。⁽⁵⁾

以上例示した諸費用は、その本来の性格が通常の生活費をこえる追加的費用であるという点で共通性があり、その点で実は「家事費」中の異常支出（負担）を控除する雑損控除、医療費控除といった「所得控除」の制度とも共通した性格をもっている。ちなみにいえばさきに挙げた「スミス判決」で問題となった費用も、「必要経費」でないにしても一種の追加的費用であり、アメリカではその後の税法改正で、一定の要件の下でこの種の養護費の控除を認める制度が設けられた。⁽⁶⁾

(三) いわゆる純資産増加説的所得概念の下では、課税所得計算上控除されるのは、本来「必要経費」に限らず、「家事費」の一部にも及ぶものと考えられる。

前稿で純資産増加説的所得概念（包括的所得概念）についての代表的見解としてサイモンズの個人所得の定義を引用したが、それは「一定期間において消費のために行使された権利の市場価値と、当該期間の期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計」を意味するものであった。⁽⁷⁾ 簡単にいうと、個人所得は「一定期間

(47) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

中の個人の消費金額と純資産の増加額との総和である。一方われわれのもつ通常の所得概念は収入から経費を差し引いた金額であり、その所得は消費生活に使用され、また純資産の増加をもたらず。その限りでは両者はいわば「財産計算」と「損益計算」の差にすぎず、アブローチの方法は違っても同じ目標を狙っているものといふことができる。しかし前稿で詳しくみたように「収入金額」から「必要経費」を控除して「所得」を計算するときのそれぞれの範囲の定め方など（一時的、偶発的収入や資産の評価益を加えるか、資産損失の控除を認めるかなど）によって両者の「所得」に差が生ずるだけでなく、損益計算的手法では所得計算に関係をもたない家計部門において「消費」の範囲をどのようなものとして把握するかによっても差異が生れる。

家計部門でも、もちろん人間の生活に伴って各種の費用の支出があり、損失の発生がある。サイモンズのいう「消費」が何を意味するか明確な定義があるわけではないが、通常「消費」とは、人間が生活し、もろもろの欲望を満たすための財貨・サービスの費消を意味し、また、そのような人間の生活に価値をもたらしものが、「消費」

として所得の一部を構成するものと考えられる。そうだとすれば家計部門の支出・損失のすべてが「消費」ではなく、反面純資産増加説的所得概念の下では「消費」以外の家計上の負担も、所得計算上の控除項目となることを意味している。災害、盗難等による損失や医療費などのやむを得ない家計支出が、その代表的項目であることはいうまでもなく、より一般的にいうと、「消費」にあたらない「家事費」の支出とは、任意的要素がないかまたはきわめて希薄な負担——一種の損失——（強いられた負担）として概括することができよう。

(二)で挙げた旅費等の諸費用は、業務遂行上必要とされる追加的費用という意味で必要経費的性格をもっているが、追加的な生活費である点で「強いられた負担」の一種として理解することもできる。

アメリカの税法では、「項目別控除」(Itemized Deduction)のタイトルの下で、「必要経費」の控除とともに各種の「家事費」の控除に関する規定が並列され、いずれも課税所得計算上の控除項目とされており、しかも前稿でふれたように、その控除される「家事費」の項目は、わが国よりはるかに多い。このようなアメリカ税法の形

式、内容は、わが国の場合以上に純資産増加説的所得概念が浸透していることを示すもののように思われる。

2 「必要経費」と「家事費」との区分

(一) 「必要経費」と「家事費」の間には、抽象的な基準では容易に限界線を引きにくい灰色の領域がある。さきに指摘したように費目によっては「必要経費」といい、「家事費」といっても観念の仕方次第で、かりに「家事費」に区分しても、税法の特別の規定で控除(非課税)が認められる費用もある。

「必要経費」か「家事費」かという点がよく論議される費用に通勤費・旅費、教育研修費などがあり、わが国では同志社大学の島教授が提起したいわゆる「サラリーマン訴訟」において被服費、散髪代等まで必要経費と主張する「サラリーマンの必要経費」論争が注目を惹いた。しかしここでこれらの費用について詳しく論ずる余裕はないので、他の論稿を参照願うこととし、ただ「必要経費」と「家事費」の接点にある代表的費用として通勤費・旅費の問題だけを簡単にみておこう。

なおこれらの費用はある意味で「必要経費」と「家事費」の双方の要素が混在する費用ともみられ、その意味

で後で取り上げる、このような性質をもつ諸費用の一つとして理解することもできる。しかし後で述べるビジネス旅行と観光を兼ねた旅行の旅費や個人的消費の要素の混入した交際費などが、明らかに必要経費と個人的消費という二つの要素をあわせもっているのに対して、ここで挙げた通勤費・旅費、教育研修費などは、見方によって必要経費とも家事費ともみられる性質の費用であり、先述の「スミス判決」における子女養護費と同様、「必要経費」と「家事費」の要素の分別というより、まずそのいずれに属するものとみるか割切りを要する費用として性格づけることができる。

(二) 住居と職場との間の通勤に要する通勤費は、住居の選定が個人の選好にかかるところがある点で、「家事費」と「必要経費」との間の接点にある。

アメリカでは「税法に明文はないが」伝統的に通勤費は「家事費」に該当し、控除できないとする解釈がとられ、財務省規則にもその旨明示されている。⁽⁹⁾ わが国でもかつては同様の解釈がとられていたようである。給与所得者に対する通勤費(通勤定期券等)の支給が給与所得に含まれるとしてなされた課税処分を支持した最高裁判決

(49) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

もある⁽¹¹⁾。しかし現在所得税法は、給与所得者が通勤の費用に充てるものとして受ける通勤手当等のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるものを非課税とする規定を設けている(九I⑥)。わが国では勤労者が自己の自由な選択によって居住地を選択する余地は限られており、その通勤事情からいって、一般的に通勤費を所得の処分(「家事費」と考えるのには無理があるところから、このような非課税措置がとられ、ただ非課税とする通勤費を右のように限定することによって、いわば「家事費」と「必要経費」との限界を法定したものとみることができ⁽¹²⁾る。給与所得者の通勤費についてこのような規定がある以上、住居と事業場とを異にする事業所得者の通勤費についても、それに準じて解釈するのが筋道と考えられるが、税法にはその点についての規定がなく、各種の事情の下でどのような範囲の費用を「必要経費」とみるかは困難な問題である。

通勤費に似たものに旅費があり、しかも旅費は、通勤費のように交通費に限らず、旅行中の宿泊費、食事代等をも含めた費用である点で本来「家事費」の要素があり、

業務遂行に関連してなされる旅行の費用について「家事費」か「必要経費」かの区分が問題となる場合が生じる。また、住居と事業場(勤務先)との間の距離が遠距離で、その通勤に相当多額の費用を要するような場合には、その費用は、普通通勤費というより旅費の範疇に含めて観念されるが、そのような場合の旅費の取扱は、当然通勤費のそれと関連をもつ。

旅費にかかる「家事費」と「必要経費」の区分をめぐるアメリカの税務には多くの判例があり、はなはだ錯綜した分野を形成している⁽¹³⁾。リーディング・ケースのひとつ、フラワーズ事件⁽¹⁴⁾では、X市に住む弁護士が、X市の業務を停止してX市から数百マイル離れたY市にある鉄道会社に雇われ、頻繁にX・Y両市を往復し、その往復に要した交通費およびY市滞在中に要した宿泊料・食費を旅費として控除を求めて争ったところ、裁判所は、その控除を否認した原処分を支持した。

国内歳入庁の否認の根拠は、税法が控除を認める「住所を離れている間の旅費」とは事業所を中心として考え、それ(Y市)を離れて旅行した場合の旅費を意味するとするものであったが、最高裁は、このような「住所」の

解釈にはコミットせず、本件の場合納税者がX市に住むのはその個人的選好の結果であり、したがって以上の諸費用も個人的費用であるとするものであった。フラワーズ判決の考え方は、アメリカにおける前記の通勤費非控除の思想と一貫性をもっている。

わが国の場合も、給与所得者が受ける旅費で非課税とされるのは、その勤務場所を離れて職務を遂行するための旅行をした場合などに、通常必要とされる旅費であり(所法九I④)、右のケースでの弁護士⁽¹⁵⁾の業務を給与所得者の業務と考えれば、前述の諸費用はこの非課税規定には当たらない。また、往復の交通費も、前記の非課税とされる通勤費の範疇をこえている。しかし実際の税務執行では通勤の費用は税法の条文の範囲をこえて非課税とする取扱もあり、⁽¹⁶⁾他の税務処理との均衡上、もし以上の諸費用が旅費等として支給されているときは、非課税とされる可能性がありそうである。右のケースを事業所得者に当てはめた場合には、具体的な税法の規定がないだけに、さらにコントロバリーな問題となりそうである。例は違うがかつてカリフォルニアの農場で働く日本の短期農業移民がアメリカで稼いだ所得の計算につい

て米国税法上日米間の往復の旅費が控除されないことが問題となり、両国の税制当局間で論議の的となったことがあった。これに匹敵する事例としてたとえばわが国の職業野球に参加する外国人選手の往復旅費があるが、わが国では球団持ちのその費用は課税除外が認められているようであり、さらに日本の事務所⁽¹⁷⁾で働く外国人役職員の休暇帰国(ホーム・リープ)の旅費まで、会社の業務上必要なものとしてその損金控除と非課税を認めた税務事例がある。

アメリカでは内国歳入庁および租税裁判所が旅費の概念を納税者の生活上の住居ではなく、事業場(tax home)を中心として考えるために、⁽¹⁸⁾行商人その他主たる事業所をもたず、各所を巡回して働く者の旅費が控除されない結果となるが、そのような場合の救済策として、⁽¹⁹⁾一時的業務(temporary employment)のテスト⁽²⁰⁾なるものが採用され、生活上の住居ないし通常業務が行われる場所を離れ、他の場所で短期間(おおむね一年以内)の予定で働く場合には、その業務に要する旅費の控除が認められる。旅費の控除が元来業務の遂行上必要とされる旅行に伴う追加的費用の控除を目的とするところから、その旅

(51) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

行はある程度短期間のものであることを要し、もしそれが長期に及ぶときはそこにタックス・ホームが移行するという考え方に立つものと思われ、旅費について「家事費」と「必要経費」を区別するうえで面白い着想である。このようなアプローチからすれば、わが国で非課税とされる先述の在外手当の類は、さしずめ「家事費」の領域に属するものと考えられる。なおわが国では給与所得者が受ける旅費で非課税とされるのは、職務上の旅行に伴うもののほか、就職、退職に伴う転居にかかるものまで含まれている（所法九一④）（前述の外国人野球選手の往復旅費も、それになぞらえて考えられよう）。

以上ごく断片的な紹介にすぎないが、通勤費・旅費をめぐる「必要経費」、「家事費」の限界については、いろいろの考え方があり、その中でわが国の税務処理は総じてアメリカより大分ジュネラスのようである。

(三) 所得税法は、所得税、住民税のほか、罰料金、一定の損害賠償金などの必要経費不算入を定めている（四五②③④）。これらの支出にも「必要経費」とも「家事費」ともみられる側面があり、税法がその非控除を法定しているわけだが、その立法の根拠に、「必要経費」か

「家事費」という判断のほかに、ある種の租税政策的考慮が存在するとみられる点で、前記の諸費用の場合と異なるニュアンスがある。また、かつて徴税当局が警察による暴力団取締と並行して暴力団に対する「課税作戦」を展開したとき、マスコミは国税庁が暴力団に「必要経費」を認めたとしてその「甘さ」を攻撃したが、アメリカでは罰金、ワイロ等を含め、違法な支出等の控除を否認する、判例法上発展したバブリック・ポリシーの考え方が⁽¹⁹⁾ある。これらの支出をめぐる問題も、租税政策的考慮という要素を含みつつ、「必要経費」か「家事費」かを問う問題として把握することができる。

所得税（法人税）・住民税にも、罰料金にも、「必要経費」とも「家事費」ともみられる面があり、かつては税法の明文をまたずに、所得税法では「必要経費」に当たらないと考え、逆に法人税法では「損金」と解釈されてきた。所得税（法人税）・住民税が経費でないとする論拠として、事業税、固定資産税等のいわゆる物税は経費となるが、いわゆる人税は経費に当たらないとする考え方があり、一方罰金は、それが犯罪者の刑事責任の追及を目的とするものである点で、事業を離れた個人的費用と

みられる側面をもっている。しかしそれらが業務遂行に
関連して生じた支出である限りにおいて、必要経費とみ
られる側面があることも否定できない。法人税法では純
資産増加説的所得概念の下でかつてはいずれも「損金」
として処理され、法人税は昭和一五年、罰科金は一七年
以降、それぞれ明文の規定をもってその損金算入が否定
された。その損金否認の根拠は、主として前者について
は、法人税を損金に算入すると、法人税の損金算入前の
法人所得が同一であっても、その損金算入による課税所
得の減少を通じて毎期の法人所得ないし法人税に波動が
生ずることから、租税収入の安定を図るうえでその損金
不算入措置が望ましいということであり、後者について
は、罰科金の損金算入はその懲罰的効果を薄めるのでそ
れを防止する必要があるということであった。⁽²⁰⁾ 所得税法
でこれらの支出が必要経費に当たらないとされたのは、か
つて必要経費の概念が狭く解釈されたからであろうが、
今日では以上と同様の租税政策的考慮を含む制度とみる
べきであろう。⁽²¹⁾

なお損害賠償金にも罰科金と似た面があり、所得税法
は、その「必要経費」と「家事費」の区分の限界を納税

者の「故意又は重過失」の有無に求めている(所法四五
I⑦、所令九八)。そして国税庁は、さらに係争費用、
裁判費用の税務処理についても、これらの延長線上で考
え、個人の業務遂行に関連した刑事事件に関する費用は
無罪等処罰を受けないこととなった場合に限って必要経
費に算入し、損害賠償にからむ民事紛争に関する費用は
その損害賠償金が必要経費になるかどうかに応じてそれ
と同様の処理をするという解釈をとっている。⁽²²⁾ 以上の点
は、アメリカでパブリック・ポリシーという厳しい理論
が定着している中で、刑事訴訟で敗訴した場合の訴訟費
用について、その控除は何ら「公益」に反せず、被告人
が弁護士を雇うのは憲法上の権利であるという観点から、
その控除が認められている点と比較して興味を惹く。⁽²³⁾

次に暴力団の「必要経費」の問題やロッキード事件で
脚光を浴びたワイロに対する税務処理の問題に関連して、
アメリカのパブリック・ポリシーの理論ははなはだ注目
されるが、ここで詳しく紹介する余裕はなく、その内容
は他の文献に譲らなければならない。⁽²⁴⁾ わが国では違法支
出等の控除性の問題について判示した判決はきわめて少
なく、積極、消極双方のものがあ⁽²⁵⁾るが、いずれも詳しい

論旨が展開されたものではなく、またその結論は他の理由から説明できるものもある。一口に違法支出(ないし違法行為に関連した支出)といっても、その内容には様々のものがあり、その税務処理について単純に概括することはできない。これらの問題をめぐる論議の詳細は他の論稿を参照願うこととし、ここでは簡単なコメントを加えるにとどめる。

暴力団の「必要経費」といっても一概にはいえないが、わが国の法律観念では、税法上その費用が「必要経費」の範疇にはいる限り、その収入が不法ないし反倫理的であるという理由で、その費用の控除を否認する根拠にはなりそうにない。ただ前述のように今日必要経費の概念は、事業遂行上の直接間接に必要な諸経費に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なものをも含むといっても、違法な支出ないし違法な行為にかかわる支出は、その支出の特別な性質の故に特別の考慮を必要としよう。筆者はたとえば寄附金や交際費は、それが不可避免的に個人的消費の要素を混入しているためにその必要経費性の判断はそれが有益であるだけでは足りないと考え(後述)が、あたかもそれと同様に違法支出

等についても、一般に正常な業務遂行はそれなくしてもし得るという点で、その支出には個人費用的要素が含まれていると考えられ、その意味でたとえば脱税打合せの費用などは、——事業経営上の会計ないし税務処理に要する費用は、一般的には必要経費と考えられるが——必要経費とはみられない。ワイロについては、その税法的評価は微妙だが、それなくして事業目的の達成があり得ないような特殊の場合は別として、一般的には消極に解してよいのではなからうか。⁽²⁷⁾ 一体ロッキード事件で問題となったワイロや灰色高官への贈与についてどのような税務処理がなされたのか、国税庁は沈黙を守ったままである。

3 「必要経費」と「家事費」が混在する場合

人はバンのためだけに生きるものではないから、個人の支出には「必要経費」と「家事費」の要素が混在する場合が多く、しかもその態様は多岐にわたっている。それらを系統的に整理することはむづかしいが、たとえば次のように分類することができよう。それらの場合の税務処理の問題とあわせて簡単にコメントしよう。

第一 厳密にいえば両要素の混在は、不可避免的なし

普遍的現象とさえいつてよい。一般に自由職業者はその道に特別の才能や趣味嗜好を有する者であり、「仕事に興味」という猛烈サラリーマンもいくらでもいる。会社重役の超デラックスの執務室や超高級車の償却費のうちにも、個人的費用の要素は混入している。しかしこれらの場合、一般的にいつて両者の要素を合理的に分別することは至難であり、原則として事業に関連した支出は「必要経費」といわざるを得ない。

第二 同じ支出のうちに明らかに両要素の混在があり、しかもその合理的な分別がある程度可能な費用がある。その代表的例は、店舗兼居宅に用いられる建物の諸費用（地代、家賃、償却費、固定資産税、水道・光熱費、電話代等）であり、これらについては、わが国にも、事実の問題としてその必要経費への合理的配分を争った相当多数の判例がある。これらの費用は使用面積比率その他の基準によって両要素の分別が可能であり、ここであらためて取り上げる問題はない。

他のティピカルな例は、ビジネス目的のほかに観光的要素等が混入した旅行の旅費である。国税庁は、海外渡航費の税務処理について比較的詳しい通達を定めている。⁽²⁸⁾

この通達は、事業者ないしその使用人の海外旅行が旅行期間のおおむね全期間を通じて事業遂行上直接必要と認められるものであるときは、その旅費として合理的な範囲の金額を必要経費として認め、事業遂行上直接必要とされる目的と観光目的等を兼ねた旅行については、その海外渡航の直接の目的が事業遂行の必要に基くものであるときはその目的地までの往復の旅費は必要経費と認め、その他の費用は事業目的による旅行期間とその他の目的による旅行期間との比率等で接分して前者を必要経費とし、反対に海外渡航の主目的が観光等であるときはその逆の取扱とすることなどを内容としている。ちなみにアメリカの税法には海外渡航費について特別の規定があり、⁽²⁹⁾観光等個人的目的がある程度以上含まれる海外旅行など一定の条件の下で適用されるが、その内容は、かりに主目的が事業目的であっても、その目的地までの往復旅費の部分について「必要経費」と「家事費」への配分がなされる点で、前記国税庁通達の考え方よりきびしい。なお国税庁通達が必要経費になり得る海外渡航費を事業遂行上直接必要なものに限定している点は、必要経費の一般概念より狭いものとしているが、旅費の家事費的要素

(55) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

を考慮したものとして是認されよう。

特殊の費用として作家や画家の取材費や芸能人の衣裳費などのうちには、もっぱら取材のために必要な費用、舞台でしか使用できない衣裳の費用などその支出の全額が必要経費とみられるものもあるが、一般的な知識見聞を広める目的を兼ねた旅行の費用、私生活でも使用できる衣裳の費用なども含まれ、これらの費用には「必要経費」と「家事費」の要素が混在している。そこで所得計算上その合理的な配分が必要となるが、前述の諸費用と違つてその配分に客観的な基準が見出しにくい場合が多く、そのため税務執行上、徴税当局が取材費の性質、衣裳の用途等に応じて適当な比率を定め、それによりこれらの費用の両要素への配分を行っている例がみられる⁽³⁰⁾。

第三 同じ支出のうちに両要素の混在が認められるものの、その合理的分別がほとんど不可能に近く、しかも一般に家事費の色彩が強い費用がある。ほとんど必然的に個人的消費の要素が混入する接待交際費、世間的附き合ないし營業的考慮の要素と義捐・贈与の要素がミックスした寄附金などがその適例である。法人税においてはこれらの支出については、寄附金は個々のケースについ

て経費的要素と利益処分的要素の分離がむづかしいとして画一的な方式でその損金算入を制限し(税法一二七)、交際費等についてもその支出抑制の狙いとともに私的消費の混入に対する代替課税の意味合いをもった制度として特別の損金算入制限制度が設けられている(租特法六二)。アメリカでは個人、法人を通じて寄附金は個別に性質を吟味して明らかに事業経費と認められるものの控除を認める一方で一定の公益的寄附金に限って一定範囲の所得控除を行い、接待交際費についてはその支出が事業の積極的遂行に直接関係することその他その控除の要件をきびしく制限している⁽³¹⁾。

寄附金や接待交際費について法人税のような特別の損金算入制限制度のない所得税においては(ここでは所得控除としての寄附金控除は別論とする)、個々の支出の性質に応じてその必要経費性を判断することとなるが、そこで「必要経費」と「家事費」の要素を分別することは至難に近く、しかもこれらの支出は一般に家事費的要素が大きいと考えられることから、当該費用を「必要経費」とするのは、事業遂行上その支出の必要性がとくに強い場合ないしもっぱら事業遂行上の必要に基く場合な

どに限ることが適當であらう。⁽³²⁾このような考え方は、家事費的要素の強いこれらの費用の性質上、その必要経費の要件がしぼられるとみることもできるが、両要素の分離が至難ということから「家事関連費」の必要経費不算入という税法の規定を援用することもできよう。

次に作家、評論家等については、その日常の知見と作品、人格と業務とが深く結びついて切り離し難いところがあり、具体的な取材目的をもたない旅行経験なども、いつの日にか作品に表現される場合があり得る。だがこの種の旅行費用等は、一般的知識教養を高めるための教育費が「必要経費」とみられないのと同様、一般的には「家事費」に属するとみざるを得ない。しかしたとえばその旅行の直接の成果として見聞記等が発表されたときは、その旅行費用は当該収入に対する必要経費としての意味をもつ。つまりその収入の限度で旅行費用等を控除する方法が考えられよう。

第四 同一の支出が必要経費という性質をもつと同時に個人的消費という性格をもち、いわば「必要経費」と「家事費」の要素が盾の両面をなしているような費用がある。ギャンプルの費用はその適例であり、アメリカの

税法で問題となったホビー・ファームの費用などもその例である。また、前述したように所得税法は事業用資産以外の各種資産の損失について必要経費算入を制限しているが、そこにもこれと類似した「必要経費」と「家事費」との関係が伏在している。

このような場合には前述の例のようにその支出を「必要経費」と「家事費」の要素に量的に分別し、またはそのいずれかに認定するようなことはできない。そこで税法がとっている手法は、前記の作家、評論家の見聞記等の場合と同様、収入の限度で費用の控除を認めるなど「必要経費」の控除に制限を加える方法である。この点についてはさらに項をあらためて述べよう。

(1) Smith v. Comm, 40 B. T. A 1038 (1939)

碓井・前掲(同研究(一))五四四頁以下参照。

(2) スウェーデンの税法は嚴格で、旅費中の食事代は、家庭にある場合の通常の食費をこえる部分のみ控除(非課税)が認められる(Harvard Law School, World Tax Series, Taxation in Sweden, (1959) p. 315)。

アメリカでも一九二一年まで同様の解釈がとられていたが、税務執行上の困難性から、フル・コストの控除ができるよう税法の文言が改められた(Bittker and Stone, Fe-

(57) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

- deral Income, Estate and Gift Taxation (1972) p. 240)。
- (3) 前掲通達三六一二四
 - (4) EStG (1974) § 9 I ⑥
 - (5) IRC § 162 (a)
 - (6) IRC § 214 (repealed) もっともこの制度は、一九七六年以降廃止され、適用条件を緩和した税額控除制度に移行している (IRC § 44A)。
 - (7) 前掲一三五頁
 - (8) IRC § 161 et seq., § 211 et seq.
 - (9) 通勤費・旅費、教育研修費のアメリカの取扱について碓井・前掲 (同研究 (二)) 七五一頁以下、教育研修費のわが国の取扱について前掲通達九一二七、二七の二、三七一二四参照。『サラリーマン訴訟』の判決は、京都地判昭和四九・五・三〇行集二五・五・五四八。同判決は散髪代、被服費等を家事費ないし家事関連費とするが、同判旨に対する評釈として植松守雄主編「註解所得税法」(一九)(会計ジャーナル)一九七七年二月号) 八三頁参照 (なお同判決全体に対する評釈としては同稿七九頁以下および同稿八三頁掲記の諸論稿参照)。
 - (10) Reg. § 1.162-2 (e) なお財務省規則 (Treasury Regulations) は、原則としてわが国の国税庁通達と同様、税法の行政解釈を示したもので、税務官吏の執務をしるが法的拘束力はない。
 - (11) 最高判昭和三七・八・一〇民集一六・八・一七四九
- なお同判決の評釈として別冊ジュリスト「租税判例百選」七二頁以下参照。
- (12) この非課税措置の詳しい説明は、植松・前掲七三頁以下参照。
 - (13) Cf. Mertens, op. cit., p. 370 et seq.
 - (14) Comm. v. Flowers, 326 U. S. 465 (1946)
 - (15) 碓井・前掲 (同研究 (二)) 七五二頁以下参照。
 - (16) 前掲通達九一五
 - (17) 国税不服審判所昭和四九・三・一二裁決 (同裁決事例集 No. 8 昭和四九年度第一・一)
 - (18) Taxation in the United States p. 567 et seq.
 - (19) 昭和五〇年七月四日付朝日新聞外
 - (20) 現在はいワイロ、罰金、一定の費用を除くロビイング費用等の控除を否認する税法の明文がある (IRC § 162 (c), (e), (f))。
 - (21) 塩崎潤「法人税の費用性に関する問題の吟味」(「産業経理」昭和三九年一〇月号所収)、田中勝次郎「法人税法の研究」(昭和四〇年) 二五一頁以下、二六二頁以下参照。
 - (22) 所法四六は、外国所得税が必要経費に算入されることを前提としている。
 - (23) 前掲通達三七一二五・二六
 - (24) Cf. Comm. v. Teller, 383 U. S. 687 (1966)
 - (25) 碓井・前掲 (同研究 (四)) 一二六三頁以下参照。
 - (26) わが国の文献として碓井・前掲 (同研究 (四))、玉国

文敏「違法所得課税をめぐる諸問題(2)」〔判例時報〕七四八号(昭和四九年)所収)などがある。

- (25) 最高判昭和四三・一一・一三民集二・一二・二四四九(いわゆる株主相互金融会社の株主優待金の支出に関連し、事業経費の支出が法律上禁止されているときは、損金算入が認められない旨を判示)、福岡高判昭和三七・九・八税資四〇・一二(脱税のための打合せ費用の必要経費算入を否認)、高松地判昭和四八・六・二八行集二四・六一七・五一(宅地建物取引業法による制限報酬をこえて不動産仲介業者に支払われた報酬の必要経費算入を認容)

- (26) 碓井光明「所得税における必要経費」(租税法学会「租税法研究」第3号所収)七〇頁以下、河村幸登「違法な支出が必要経費といえるか」(「税務広報」昭和四八年一月月号所収)、須貝脩「所得の捕捉と必要経費」(「税経通信」昭和五〇年一〇月号所収)、和田正明「不法支出と税法上の経費について等」(「税務大学校論叢」昭和五〇年)所収、中島義雄「暴力団課税の考え方」(「警察公論」昭和四八年七月号所収)等参照。

- (27) アメリカと違って西ドイツでは「租税の中立性」の立場から、営業上なされたワイロは必要経費に認められるという(田中・前掲六三八頁以下参照)。わが国の税務の実務では、使途不明の交際費等として実際上控除が否認されている場合が多いと考えられる。

- (28) 前掲通達三七・一六・二二

- (29) IRC § 274 (c), Reg. § 1.274-4

- (30) 東京国税局昭和三八・八・三〇直所二六五通達

- (31) IRC § 170, 274

- 碓井・前掲(同研究(三))一一〇九頁以下参照。

- (32) 同旨神戸地判昭和三五・六・六行集一一・六・一七四九(寄附金)、大阪地判昭和四八・八・七税資七〇・七八二(交際費)なお会社が代表者の結婚披露宴費用を交際費としてその損金性を主張したのに対し、披露宴は代表者個人の私的行事で、その支出金額は役員賞与にあたるとした判決がある(京都地判昭和五〇・二・一四訟月二一・五一・一一三)。本件の場合会社の交際費的要素がないとはいえないが、その要素は分離しにくく、結婚披露宴の性質上全体として個人的費用とみるという趣旨に解釈したい。

四 「必要経費」の控除の制限と「家事費」

の控除

- 1 「必要経費」の控除の制限―「必要経費」が同時に「家事費」としての性質をもつ場合

所得税法は、各種所得の金額(損失)を計算し、それらを合算(損益通算)して総所得金額等を計算する際、配当、一時、雑の各所得については、損失があってもそれを他の所得と通算することを認めていない(六九I)。

(59) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

ここで配当が除外されているのは別の理由によるものだが、一時、雑の各所得については、まさに前述の理由に基づいている。すなわち一時所得の代表例はギャンブルによる所得で、ギャンブルに投じた費用は、それだけのけがあった限りにおいてその「必要経費」としての性質をもつが、もし勝負に負けて赤字を出しても、それは一種の「楽しみ賃」ともみられる。一時所得の損失の損益通算を認めないのは、とりもなおさずその投下費用はその収入の限度でしか差し引かないことを意味し、それはその費用が本来家事費の性格をもつと考えられたからにほかならない。一時所得の計算上控除する費用を「必要経費」と呼ばず、収入を得るのに直接要したものに限定している(三四Ⅱ)のも、同様の考え方によっていることはさきにふれた。雑所得の損失の損益通算が排除されたのは、かつて国税庁が国会議員の政治献金による収入を雑所得の収入と解釈して政治活動にかかる収支計算を求めたところ、政治活動に多額の出費がかかったとして雑所得の赤字申告をする者が続出し、その赤字を歳費(給与所得)と通算して歳費にかかる源泉税の還付を受ける事件が起り、マスコミに大きく取り上げられたこと

が契機となって、税法改正がなされたものである(昭和四三年)。いうまでもなく政治家の仕事は「事業」ではないので、政治献金で賄われる政治活動の費用は、政治献金による収入に対する控除要素とはなっても、その本来の性格は個人的費用と考えられるからであり、さらに雑所得は他の所得分類からはみ出した各種の所得を分類するバスケット・カテゴリーで、全体として損失が生ずるものが少なく、またその費用には家事費の性質をもつものが多いとみられることなどがその改正の理由であった(この改正の結果、実際には雑所得の損失のうち通算を適当とするものまで巻き添えを喰っているが、ここでは別論とする)。

なお一時・雑所得以外の所得のうちにも、とくに趣味娯楽的要素の強い行為にかかる所得の損失で、損益通算が制限されているものがある。すなわち馬主として競馬の賞金等による雑所得を得ている者が、競走馬を譲渡して損失が出たときは、その損失は当該賞金等による雑所得との通算だけが認められる(所法六九Ⅱ、所令二〇〇)。

ところで以上の措置は、「必要経費」と「家事費」との

要素をあわせもつ費用の控除を制限する措置としては不徹底である。たとえば農業による所得は無条件で事業所得とされ(二七一)、また不動産所得の概念が広く不動産の賃貸による所得を包含する(二六一)結果、趣味、保養を兼ねたホビー・ファームの損失やセカンド・ハウスを留守番代りに名目的賃貸した場合の損失などまで、事業所得、不動産所得の損失として他の所得との通算が認められそうである。

納税者が節税に敏感なアメリカでも、抜け穴封じのために以上と同趣旨の税法の規定が設けられている。すなわち大雑把にいつてホビー・ロス⁽¹⁾はホビー・インカム⁽²⁾の限度で控除され、またギャンブル・ロスについても同様である。これらの規定は、わが国のように特定の所得種類に限らず広く適用されるが、一方軽種馬の牧場主や馬主の所得がすべてホビーとみられるわけではなく、事業所得として認定され、事業損失として通常の控除が認められるケースはきわめて多いといわれる。

次に前稿で述べたように戦後包括的所得概念がとられた半面、各種の点で控除の範囲が拡大され、資産の損失についても、各種の態様の控除がなされるようになった。

すなわち事業用資産の損失は任意の取壊しをも含めて広く必要経費に算入され(所法五一Ⅰ、Ⅱ)、一方所得を生む基因とならない生活用資産の損失については特定の原因による「雑損控除」だけが認められ(七二)、その中間にある事業用資産とはいえないが所得を生んでいる各種資産の損失については、山林の損失について特殊の規定がある(五一Ⅲ)ほか、その年にその資産から生じた所得の限度で控除が認められる(五一Ⅳ)⁽²⁾。この最後の事業用資産とはいえないが所得を生んでいる各種資産(素人下宿、知人に対する貸金等)の損失の処理がここでの問題で、税法はこれらの資産を本来は生活用資産とみ、ただその資産から所得が生じている限度でその損失を必要経費と認めているものと考えることができ、前記のホビー・ロス、ギャンブル・ロス等の場合と類似の考え方⁽¹⁾に立つものと理解することができよう。

2 「家事費」の控除―「強いられた負担」の控除

「家事費」の支出は、一般には所得の享受、処分とみられ、課税所得の計算上控除されないが、その中味を分析すると「消費」と「強いられた負担」に区分され、純資産増加説的所得概念の下では後者は控除項目とみられ、

(61) 所得税法における「必要経費」と「家事費」

現行税法上その代表例として雑損・医療費にかかる「所得控除」があり、そのほか追加的生活費としての旅費等の控除（非課税）もそれに含めて考えることができることはさきに述べたとおりである。

ところが「消費」と「強いられた負担」とは、観念的には区分できても、その間に明確な線は引きにくい。現行法は個人の責任に帰し難いやむを得ないものに限って控除を認めるという立場から雑損、医療費の控除だけを認め、しかもその雑損原因も災害、盗難、横領に限り、詐欺、恐喝等に及んでいない。また知人に対する貸付金（非営業貸金）の回収不能による損失についても、前述のとおり当該貸付金に対する利息収入等がある場合にその限度で控除が認められるにすぎない。この点は、そのような損失は結局個人の責任に帰せられることで、広い意味で個人の財産の処分すなわち「消費」の範疇に属するものと税法がみていることを意味している。ところが前稿でふれたとおり⁽³⁾アメリカではこれらの損失はすべて控除が認められ、それ以外に雑損には身代金目的の誘拐等まで含み、また貸倒損失のほかには有価証券の無価値化による損失も控除の対象に加えられている（もっとも非

営業貸金の貸倒損失や有価証券の無価値化による損失は、キャピタル・ロスとみなされ、その控除方法に一定の制限がある⁽⁴⁾）。アメリカ税法がこれらの損失の控除を認めているのは、それらを「強いられた負担」とみていることを示すものであろう。しかし厳密にいうとそれらの損失を「消費」とみるか「強いられた負担」とみるか、個別事情によって判断が分れることも考えられる。もうひとつ例を挙げよう。前述のとおり海外勤務に伴う追加的費用の控除の意味で在外手当が非課税とされているが、一方雪積寒冷地帯の勤務者に支給される石炭手当や寒冷地手当の類は課税所得に含まれる。いろいろの説明はできようが、これらの場合にも課税・非課税の限界線はすっきりしない。

「強いられた負担」の控除が、「必要経費」の場合と異なり、税法の解釈ではなく、立法の問題であることはいうまでもない。「家事費」のうち「強いられた負担」をどのような範囲のものとして把えるかについては、いろいろの考え方が成り立ち、その判断には各種費用について厳密な比較検討が必要である。筆者としては、一般論として各種のニュアンスを求めてあまりこれを拡大す

ることはタックス・イロージョンを益々拡大する要因となること、所得税の本質がネット・インカム課税であることから収入金額と関連する「必要経費」は合理的な範囲のものが認められなければならないが、収入との結びつきのない「家事費」の控除の方は税制の簡素化、税務執行上の問題なども総合的に考慮したうえでその範囲を検討すべき問題で、控除範囲が制限されてもやむを得ないものと考えている。

なおいうまでもないことだが、税法は、「家事費」の控除について、最低生活費の免税、所得者の個別的事情に即した課税といった趣旨から、基礎・配偶者・扶養の各控除（八三、八四、八六）のほか、特殊の個人的事情に基く追加的生活費を定型化した控除として障害者・老

年者・寡婦・勤労学生各控除（七九、八二）を設けていることをつけ加えておく。

- (1) IRC § 183, 165 (d)
- (2) 前稿一四八頁以下参照。
- (3) 前稿一四九頁

なお内国歳入法ではそれらのほかに各種租税、支払利子、アリモニーなどの控除も認めているが、アメリカ税法上の諸控除をヘイグ・サイモンズの所得概念の立場から分析したものとす。B. Bitker, *Income Tax Deductions, Credits, and Subsidies for Personal Expenditures*, *The Journal of Law and Economics* Vol. XVI (2) (1973) がきわめて有益である（畠山武道、同論文紹介（日米法学会「アメリカ法」一九七六—二所収）参照）。

- (4) IRC § 165 (g), 166 (d), 1211 (b), 1212 (b)

（弁護士・一橋大学講師）